【議案説明】

第１号議案　地域公共交通計画の変更について（令和８年度分）

瀬戸内運輸が令和７年 10 月にダイヤの変更を行うことにより、計画の変更が必要となったことから審議いただくものです。

＜各項目の変更内容＞

〇４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（表１）

〇５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（表２）

ダイヤ変更により、計画実車走行キロが減少し、経常費用が削減されます。しかし、（参考）のとおり、一部系統においては、一日当たりの計画運行回数が減少することにより、逆に補助対象経費が増加します。系統ごとの内訳は議案資料をご参照ください。（表２の添付は省略し、集計結果である「国庫補助地域間幹線系統の概要」を添付しています。）

（参考）一日当たりの計画運行回数が減少することで逆に補助対象経費が増加する系統

補助対象経費（平均乗車密度５人未満の系統）の計算式は次のとおり。

$$\text{補助対象経費（千円未満切り捨て）} = \frac{\text{①欠損額又は経常費用の 20 分の 9（円）} \times \text{②みなし運行回数（回/日）}}{\text{③計画運行回数（回/日）}}$$

①欠損額又は経常費用の 20 分の 9（円）

・今回変更の対象となる系統はいずれも「欠損額＞経常費用の 20 分の 9」であるため、経常費用の 20 分の 9（上限）が適用。

②みなし運行回数（回/日）

・見込輸送量（人/日）を５で割って算出する。（小数点以下切り捨て）

③計画運行回数（回/日）

・年間の総運行回数を 365 で割って算出する。（小数第２位以下切り捨て）

（例）第１号「星の浦線」 → 補助対象経費が**増額**

	経常費用の 20 分の 9（円）	みなし運行回数（回/日）	計画運行回数（回/日）		補助対象経費（円）
変更前	8,598,789	2	7.6	⇒	2,262,000
変更後	7,962,071	2	7		2,274,000
増減	△636,718	±0	△0.6		＋12,000

○８．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要（表３）

ダイヤ変更により、申請番号２「小部波方ループ線（小部・渡し場経由）」の１日当たりの運行回数が３回を下回りますが、主に県立今治病院への移動手段として利用されている系統であり、休診日である土日祝は需要が少ないため、平日１日当たりの運行回数が３回以上であれば生活交通の確保には支障ないと考えられることを記載しています。

当初計画では「周桑～山根線」について、平日１日当たりの運行回数が３回以上であれば足りる旨を記載していましたが、今回のダイヤ変更により、平日１日当たりの運行回数も３回を下回り、補助対象外となったため、当該系統に関する記載は削除しています。

○１０．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他の特記事項（別添）

「周桑～山根線」が補助対象外となったため、当該系統を削除のうえ、それ以降の申請番号を繰り上げています。